

公益社団法人 日本顕微鏡学会
休会に関する規程

制定：平成 25 年 11 月 14 日

改正：平成 30 年 4 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会(以下、「本学会」という。)の会員の休会に関して必要な事項を定める。

(休会理由)

第 2 条 会員は、次の各号の理由により本学会を休会することができる。

- (1) 出産・育児・介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) 海外への留学・勤務・移住
- (4) その他、理事会において承認された理由

(期間)

第 3 条 休会期間は年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 2 年間を限度とする。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を得て、2 年間を上限として休会を延長することができる。

2 休会期間の合計が 5 年を超えないものとする。

(条件)

第 4 条 会員は、次の各号の条件を満たし、理事会において承認を得ることによって休会ができる。

- (1) 休会を開始する年度の前年度までの会費が納入されていること
- (2) 過去の休会から 2 年以上経過していること
- (3) 過去の休会期間の通算が 5 年に達していないこと

(休会手続き)

第 5 条 休会する者は、次の事項を記入した休会申請書を休会しようとする年度の前年度の 3 月末日までに事務局へ提出することとする。

- ① 申請日
- ② 氏名
- ③ 会員番号
- ④ 電話番号、FAX 番号及び E-mail アドレス
- ⑤ 休会期間
- ⑥ 休会理由

2 提出された休会申請書は、事務局より庶務担当常務理事に報告し、理事会に諮る。

3 理事会における審議の結果は、事務局より休会申請者に連絡する。

(会費免除)

第6条 休会する会員は、休会期間中の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第7条 休会する会員は、次の各号の権利等が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 代議員にあつては、総会での議決権
- (3) 本学会が主催する講演会、シンポジウム、研修会等への会員資格での参加
- (4) 本学会が発行する学術誌、会報等の刊行物の受取
- (5) その他、会員として有する権利や義務等

(会員履歴)

第8条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。

(復会)

第9条 休会中の会員は、休会が終了する年度の3月末日までに休会の延長手続きか退会 手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会する。

(休会延長手続き)

第10条 休会中の会員が休会延長を希望する場合は、次の事項を記入した休会延長申請書を休会が終了する年度の3月末日までに事務局へ提出することとする。

- ① 申請日
- ② 氏名
- ③ 会員番号
- ④ 電話番号、FAX 番号及び E-mail アドレス
- ⑤ 休会延長期間
- ⑥ 休会延長理由

2 提出された休会延長申請書は、事務局より庶務担当常務理事に報告し、理事会に諮る。

3 理事会における審議の結果は、事務局より休会延長申請者に連絡する。

(退会手続き)

第11条 休会中の会員は、休会延長申請が理事会で承認されなかった場合、退会届を提出しない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会するものとする。退会届は、細則第18条 第1項の定めるところによる。

2 本退会届の提出によって、翌年度の4月1日から退会は成立する。

(休会中の退会)

第 12 条 第 11 条の規定による退会を除いて、休会中の会員が退会届を提出する場合は、細則第 18 条第 1 項の定めるところによる。

(前払会費)

第 13 条 休会となった時点において前払会費がある場合は、復会以降にこれを充当する。
2 退会した場合には、前払会費はこれを返却しない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、会員の休会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。